福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2018 年 7 月 20 日　No.34　連絡先　吉原稔法律事務所　Tel　077-510-5262　FAX 077-510-5263
E-mail　nql30048@nifty.com　　ホームページ http://www.nonukesshiga.jp/

内　容

7 月 12 日 本訴第 19 回口頭弁論 …… 1
【学習会】
7 月 4 日名古屋高裁金沢支部判決（大飯原発 3・4 号機） …… 2
赤松先生の敷地地盤問題に関する解説の要点 …… 3
【記者会見・報告集会での報告・質疑】 …… 4
【原告側準備書面の説明】
1．準備書面(44)について～地震問題に関する最近の重要な動きについて～ …… 5
2．準備書面(45)～美浜原発敷地の地域特性について～ …… 7
3．準備書面(46)～照射脆化問題などについての被告の反論に対する反論～ …… 8
4．準備書面(47)～原発の安全基準はどうあるべきか～ …… 10
支える会役員会 …… 11
「原発裁判」「原発問題」に関する学習会開催のお願い …… 11
支える会の状況 …… 11
大飯３．４号機　運転差し止め仮処分第３回審尋 …… 12
今後の大津地裁での裁判の日程 …… 12
10 月 6 日講演会「小泉元首相が思いを語る」 …… 12

7月12日　本訴第19回口頭弁論

原告主張　地震の専門家の論文、発言は「基準地震動は過小」

地盤を原因とする地震動増幅の危険性の無視は重大！

中性子照射脆化に関する関電の説明はごまかし

関電側　緊急時の対応について主張

7 月 12 日、福井の原発 9 基の運転差し止めを求めた本訴（2013 年 12 月 24 日提訴）第 19 回口頭弁論が大津地裁で行われました。これに向けて原告側は準備書面（44）～（47）を提出。準備書面（44）は、島崎邦彦東大名誉教授の岩波科学 5 月号に掲載された「2016 年熊本地震:単純な予測と複雑な現実」と題する論文および纐纈東大教授の今年 5 月、NHK マイあさラジオに出演したときの発言内容に基づいたものであり、いずれも関電の基準地震動は過小であるという原告の主張を地震の専門家が裏付けたものです。準備書面（45）は、美浜原発の敷地地盤評価についてであり、大飯、高浜と同様、関電が主張しているように美浜の地盤は「均一で安定」したものではないことを元京都大学防災研究所の赤松先生の意見書をもとに指摘したものです。関電は「均一で安定」した地盤であるため地震動は増幅されないとしていますが、この指摘によると基準地震動を 3 倍 4 倍としなければならなくなるだけにこの過小評価は重大です。準備書面（46）は、中性子による圧力容器の脆化問題などについての関電の反論に対して反論したものであり、関電のごまかしを批判しています。準備書面（47）は、原子力市民委員会が規制員会の「新規制基

準の考え方」を批判した「原発の安全基準はどうあるべきか」（特別レポート5、2017 年 12 月発行）に基づく総括的な主張です。法廷では、準備書面（44）、（45）を井戸弁護団長が、（46）を石川弁護士がパワーポイントを用いて説明しました。

一方、関電側は、準備書面（31）を提出。その内容は緊急時における対応について主張したものであり、代理人弁護士が口頭説明を行いました。

その他、原告側は廃炉が決定された大飯1、2 号機についての訴えを取り下げる書面を提出しました。これについて裁判長が被告に対して同意するか確認をもとめたところ、後日書面で回答するとしました。また、高浜のクレーン倒壊問題に関連して、原告側はメーカーとゼネコンに対してマニュアルの文書送付嘱託の申立を行っていましたが、関電の反対を退けて裁判所はこれを採用するとしました。

次回の予定について、原告側は、①放射性廃棄物問題の各論、②原発に求められる安全性について、③クレーンのマニュアルが入手できたらクレーン倒壊問題、などを主張するとしました。関電側は、美浜の津波問題について、高浜、大飯の地震（地盤）問題について反論するとともに原告の求釈明に答えるとしました。

法廷でのやりとり終了後、裁判所と双方の代理人とで進行協議が行われました。このなかで、すでに設定している次回 9 月 20 日 14:30 から、12 月 25 日 14:30 から、3 月 7 日 14:30 からに加えて 6 月 4 日 14:30 からと期日が設定され、それぞれ、裁判がはじまる前 1 時間程度、双方の代理人と進行協議が継続して行われることになりました。

進行協議が行われている間、支える会では、7 月 4 日の名古屋高裁金沢支部の判決の報告と今回傍聴されていた赤松先生に地盤問題について解説してもらいました。

昼休憩をはさんで記者会見、報告集会、支える会の役員会を行いました。

【学習会】

【7 月 4 日名古屋高裁金沢支部判決（大飯原発 3･4 号機）】

7 月 4 日の判決は、2014 年の福井地裁判決を取り消し、住民らの請求を棄却した不当なものであり、福井からの参加者に発言してもらいました。最高裁へ上告するかどうかについては近いうちに決めるということでした。

判決に見られる不当な内容について見てみると次のとおりです。

① 原発の当否の判断は司法の役割を超えていると、自らの役割を放棄しながら、原告の主張には目をつぶり、関電の主張をベースにして判断が行われていること。

② 具体的には、司法の役割を放棄しながら、原発の危険性は社会通念上無視し得る程度まで管理されていると脱原発の世論を無視した判断をしていること。また、新規制基準は、各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定されたもので不合理な点も認められないと原告が指摘した多くの問題点を

全く無視していること。

③ 島崎証言での基準地震動の過小評価の指摘をまともに検討しようとしていないこと、3次元探査が必要な敷地地盤問題については無視しているなど事実誤認や論理破たんを犯していること。

【赤松先生の敷地地盤問題に関する解説の要点】

京都の原発裁判の原告でもあり、原発敷地地盤の問題で意見書を書いていただいた赤松先生が大津の裁判の傍聴に来られました。京都では、大飯３、４号機について争っており、大飯原発の敷地地盤問題については関電からの反論がだされており、その内容について解説していただきました。その要旨は次のとおりです。

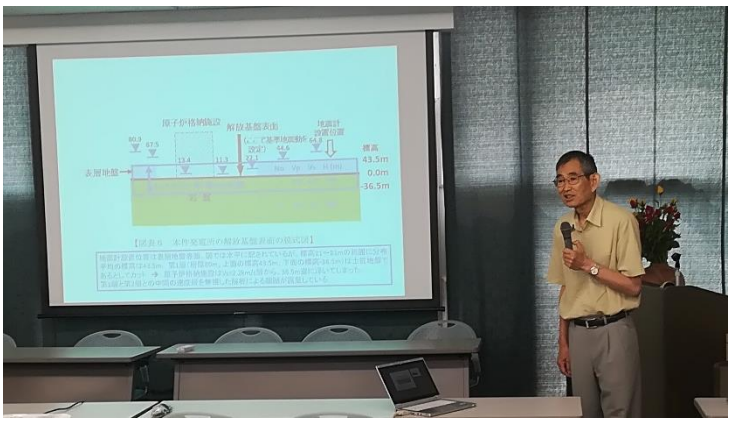

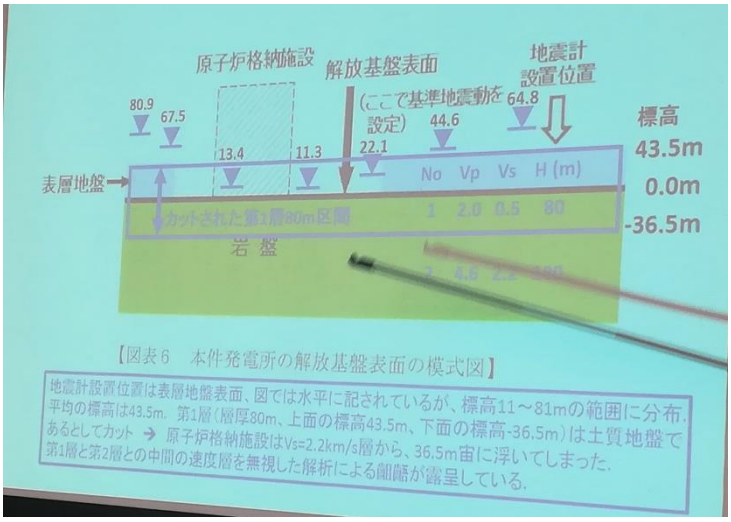

① 我々は、関電の調査結果に基づき、表層の柔らかい地盤に加え、深さ方向には速度分布のバラツキ、逆転などがあり、敷地地盤は一様で固いものではないことを指摘した。これに対する関電の反論は、表層は除去して、固い地盤の上に原発施設を設置しているというものであった。しかし、関電の調査では、平均で標高 43.5m からマイナス 36.5m までの 80m が固い地盤と評価されており、このうち、除去されたのは 0～43.5m の層であるので、0～マイナス 36.5m の間には速度分布のバラツキや逆転などの問題が残っている。

② 水平成層構造（水平方向に同じ土層が一様に広がっていること）が確認できなければ 3 次元探査を行い、地下の地盤構造を立体的に調査しなければならないことが地震評価ガイドに明記されており、関電の調査結果を見ると水平成層構造とは言えないので 3 次元探査が必要と主張している。これについて関電は、「地震評価上、水平成層構造としてモデル化できる」と主観的判断を述べ、規制委員会に認められたと主張するだけでまともな反論はない。

③ 本来、地震計を設置して地盤の増幅特性を調査すべきであり、他の電力会社はやっているが関電はやっていない。規制委員会でもそのことが条件とされたがまだやっていない。(この点については大津の裁判で救釈明を行っており、関電は次回に回答すると述べたので 9 月の裁判までに明らかにされる見通しとなった。)

◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【記者会見・報告集会での報告・質疑】

休憩をはさんで記者会見および報告集会を行いました。

【井戸弁護団長から】

（準備書面の内容は略）

クレーンマニュアルの送付嘱託については、関電は不要という主張であったが、裁判所は採用するとした。

今日も、裁判終了後に進行協議が行われたが、裁判所は全体像を把握したいという意向だ。全体の鳥瞰図的なものをつくろうと、個々の論点の位置づけを表に整理している。この作業はかなり煮詰まってきており、今後の進行を考える基礎となるものだ。進行協議のなかで来年の 6 月 4 までの期日が設定されたが、そこまでの 4 回の期日でそれぞれ進行協議が設定されている。また、次回の進行協議では原告側の今後の見通しを示してほしいと要請されている。

西岡裁判長は熱意をもって取り組んでいるので早期判決をかちとりたい。

Q1.今後の判決までの見通しはどうか？

A. 主張が終わってから、証人尋問に半年、主張整理に数か月、判決作成に半年はかかるので来年度中の判決はむずかしいかもしれない。

Q2.島崎論文では、熊本地震では主断層以外に副断層が動いたことが問題提起されているが、これは今まで知られていなかったことか？

A.今まで認識されていなかったところも動いたということであり、新しい重要な問題提起だ。

Q3.震源となる断層から何 km 離れていないといけないのか？

A. 熊本地震では震源断層から 10km 離れた地域まで顕著な断層が多数生じた。島崎論文では活断層周辺の原子力施設への影

響を見直す必要があると問題提起されている。

Q4.10km 離すとするとその影響は？

A. かなりの影響だと思う。伊方はまずだめ。福井でも活断層に隣接している。

Q5.離隔の問題は外国ではどうか。規制委員会ではどういう議論になっているのか？

A. アメリカでは 8km という基準がある。日本ではそうした基準をつくると原発はつくれなくなるから設定されていないのではないか。

Q6.美浜の地盤評価について

A. 関電は表層から硬質な地盤という評価をしているが、調査結果を見ると、弱いところや逆転層などばらついている。法廷で説明したが、こうした地盤のばらつきが浜岡原発では同じ敷地内でも 5 号機の揺れが特別に大きいという現象を引き起こしている。

Q7.名古屋高裁金沢支部の判決をどう評価するか？

A. 中身はひどい。司法が判断しないというのは明らかに誤りであるし、新規制基準は専門家が議論したものなので合理的というのも判断の放棄だ。福島事故後の 2013 年 2 月に裁判官協議会があり、その時「原発問題は手に負えない。政治的判断にゆだねたらいい」という意見がだされ、議事録に掲載されているが、こん

な意見がでてきて大変だと思っていたが、昨年３月の大阪高裁決定でそのことが現実となった。自分の頭で考えようとしない深刻な問題だ。そのことにより莫大な人権侵害が発生する。

Q8.そうした流れをどう覆すのか？

A.司法は国民の支持がなければ立ち行かなくなる。市民の声、運動の盛り上がりがカギだ。

【原告側準備書面の説明】

1．備書面(44)について：井戸弁護団長

～地震問題に関する最近の重要な動きについて～

第１　島崎邦彦東大名誉教授（前原子力規制委員会委員長代理）の論文について

第２　纐纈一起東大教授のラジオ解説

(1) 島崎名誉教授の論文「2016 年熊本地震：単純な予測と複雑な現実」（岩波「科学」2018 年 5 月号）に関する主張の概要

① 震源断層モデル

基準地震動を算定するために設定される震源断層モデルは、地震波や地表の変形から計算によって得られるものであるが、モデルが正しいかどうかを検証する手段がない。

② 二種類の震源断層モデル

震源断層モデルには、実際に起こった地震を表現するモデルと将来起こる地震の影響を評価するモデルの二種類がある。実際に起きた地震の忠実な表現のためにモデルが複雑化しているが、将来起こる地震の影響評価には、ある程度単純なモデルでなければ策定することはできない。

③ 熊本地震の震源断層モデル

熊本地震では、国土地理院から下表に示す（実際に起こった地震を表現するモデルとして）暫定 1～暫定 3 の 3 つの震源断層モデルが発表された。この 3 つのモデルについて、将来起こる地震の影響評価として関電が基準地震動算定に用いている入倉・三宅式と断層の長さだけで震源の大きさを算定する武村式を適用してみると、下表に示すとおり暫定１、２では入倉・三宅式は著しく過小評価となる。一方、暫定３では、入倉・三宅式は実際に近い値となり、武村式は過大評価となった。

暫定１、２は単純で、地震発生前に設定可能なモデルであるが、暫定３は、断層面上のズレは一定ではなく、位置によって異なるなど複雑なものなので事前に設定することはできない。入倉・三宅式は暫定３のような複雑な地震現象を表そうとする震源断層モデルから得られた経験式であり、これを事前に設定可能な（暫定１、２のような）単純な震源断層モデルに適用すると、震源の大きさは過小評価となる。

④ 地震動の予測手法（レシピ）の改正

表―国土地理院による熊本地震の震源断層モデルと震源の大きさ（地震モーメント）
断層面積（の和）を用いて入倉・三宅式から求められる震源の大きさ（単位 10^{18} Nm）と，断層長（の和）を用いて武村式から求められる震源の大きさをともに示す。

モデル	観測値	断層面	ずれ	断層長（の和）	断層面積（の和）	震源の大きさ 10^{18} Nm	入倉・三宅式より算定	武村式より算定
暫定 1	主に GNSS	1 枚	一定	27 km	333 km^2	40	6	32
暫定 2	GNSS, SAR	3 枚	各一定	35 km	416 km^2	51	10	53
暫定 3	GNSS, SAR	4 枚	不均質	60 km	1200 km^2	48	80	157

地震調査委員会は、この教訓を踏まえ、レシピを改正し、レシピ(ｲ)（断層長から震源の大きさを推定する方法）の手法を重視することを求めた。しかし、被告も原子力規制委員会も、この日本の地震学の最先端の学者たちによって構成されている政府機関の警告を無視し、レシピ(ｱ)の手法で求めた大飯、高浜、美浜各原発の基準地震動を見直そうとしないのである。

⑤ 主断層帯から離れた断層の出現は新規制基準の不十分さを実証

島崎氏は、「熊本地震では主断層帯から10ｋｍの範囲まで、顕著な地震変状が広い範囲で出現した。このような状況は、原発の規制基準や審査ガイドの策定前には知られていなかった。新知見にもとづく議論を始めるべきではないだろうか。」と警告している。

新規制基準は、活断層が活動した場合、地盤に変位を及ぼすのは、活動した断層の露頭だけであるとの認識が前提になっているが、熊本地震の経験は、新規制基準が前提としている認識が誤りであることを明らかにした。熊本地震が与えてくれた貴重な教訓は、主断層が活動することによって、それのみでは活動性が低く、「将来活動する可能性のある断層」とまでは認められない副断層や分岐断層が活動し、地盤に変位をもたらすことを想定しなければならないという点にある。アメリカでは、活断層から8km以内の土地では、その敷地内に副断層や分岐断層の有無を調査するまでもなく、原発の立地が許されないのであって、このような規制こそが、原発の安全性を確保するために必要な規制であるというべきである。

(2)纐纈一起東大教授のラジオ解説

島崎氏と並ぶ代表的な地震学者である纐纈一起東大教授（地震調査委員会強震動部会主査）は、平成30年5月18日にNHKラジオ第1放送の番組「マイあさラジオ『社会の見方・私の視点』－『原発再稼働　地震動の想定で議論すべきこと』」に出演され、原発における基準地震動の策定問題等について解説された。その要旨は以下のとおり。

① 東日本大震災では想定された津波より数段大きい規模のものが発生した。地震でも同じようなことが起きないとは科学的に保証できない。

② （島崎氏の入倉・三宅式に対する知見に対して）地震を起こす断層の面積を計算するためには、その断層の長さと断層の幅をきちんと見積もる必要があるわけですが、その見積もりが過小評価になってる可能性があるかもしれないっていう指摘。熊本地震の例がいちばん典型的。地震が起こる前に見えてる活断層の長さと、起ってみると、それをさらに両側に延長したような長い断層が実際に現れたわけで、それらを比べると、やっぱり、事前の予測というのはどうしても小さい見積もりになってしまうということを、示している。

③ （どうすべきか）実際に地表に見えてる活断層の長さだけからですね、将来起こる地震の規模を計算するというやり方も、別にある。

④ （推本地震調査委員会のレシピ改正に関する纐纈氏の意図について）科学的にきっちりやる方法と便宜的にやる方法の 2 つをですね、同時に使っていただいて、値がかなり違うようだったらその大きめの方を使っていただく方が、安全側の想定になるんじゃないかというふうに、地震調査研究推進本部の強震動部会というところで、熊本地震を受けて、改訂したんです。それを公表してありますので、できたら今後はそれを使っていただきたいなと、思っております。

⑤ 原子力規制委員会は従来の方法で、大き

めなばらつきをとっているから、地震本部で決めたやり方は採用しないと言っているが、ばらつきの大本にある平均的なものを計算するときの問題点なので、ばらつきを考慮してるからっていうことでクリアされる問題ではない。

2. 準備書面(45):井戸弁護団長

～美浜原発敷地の地域特性について～被告準備書面(30)の第３章第１の３（71 頁～87 頁）に対する反論～

(1) サイト特性評価の重要性

被告は、美浜発電所の地下構造について、①地震動評価上は、水平成層構造とみなしてモデル化できると評価し、一次元の速度構造モデルを作成している。②また、敷地及び敷地周辺の地盤の速度構造を精度良く把握したとして、局所的に地震波の集中をもたらすような特異な速度構造が無いことを確認したとしてサイト特性に基づく地震動の増幅の必要性を否定している。

このうち①は、水平成層構造が確認できなければ、3 次元探査を行い、地盤の構造を立体的に明らかにしなければならないことが地震評価ガイドに定められている問題であり水平成層構造といえるかどうか、②は基準地震動を 3 倍、4 倍へと増幅しなければないような重要な問題であり、関電の地盤調査結果を詳細に検討した赤松先生の意見書に基づいて問題点を指摘した。

(2) 主張の要約

① 関電はＰ波速度及びＳ波速度がそれぞれ約 4.0 km/s、約 1.65 km/s の硬質な岩盤が広がっているとしているが、敷地浅部では、せいぜい、Ｐ波速度２km/s～3km/s 程度であり一様に硬質な岩盤が広がっているとはいえない。しかも調査結果は測定点および深さ方向に大きくばらついている。

② 局所的に地震波の集中をもたらす低速度層の存在が示唆される。増幅をもたらす断層破砕帯、これに基づくと思われる異方性も認められる。

③ 反射法地震探査で逆断層が認められる。水平成層でもない。三次元探査が不可欠

④ 基準地震動評価モデルの合理性が説明されていない。

⑤ 地震動増幅に大きな影響を与えるＱ値設定が不合理

（結論）

こんなに杜撰な調査、評価では、経験式のバラツキの考慮を不要とする明確なデータが得られているなどとは到底いえない。

局所的に地震波の集中をもたらすような特異な速度構造が無いことを確認したとはいえない。かえって、低速度層、異方性、基盤岩の落ち込み等、地震動の増幅を招く要素が多々認められ、三次元探査を含む更に詳細な地盤調査が不可欠である。

	P波速度（km/s）	S波速度（km/s）
地表弾性波探査	2.24～2.4	
試掘坑内弾性波探査	3.88	1.65
抗間弾性波速度	3.02～3.71	
関電の結論	**4.0**	**1.65**

3. 準備書面(46):石川弁護士

～照射脆化問題、バッフルフォーマボルトの照射腐食問題、難燃性ケーブル問題などについての被告の反論に対する反論～

１．中性子照射により原子力圧力容器がもろくなる問題について

①金属は一定の温度以下になると本来の粘り強さを失い衝撃に弱くなる性質がある。脆性遷移温度は、その境界となる温度のことである。とくに中性子の照射を受けると脆性遷移温度が上昇し、圧力容器がもろくなるのは原子炉の宿命である。脆性遷移温度が上昇した原子炉で緊急炉心冷却が行われたりすると圧力容器の破壊が起こり、重大事故に発展していく恐れがある。

②高浜原発の脆性遷移温度は2012年の試験で99℃と、日本で一番高い値が測定されている。圧力容器の脆性遷移温度の経年変化に関する予測式がつくられているが、前記2012年の試験片の検査結果は30年目の予測から大きく外れている（右図上）。これについて、被告は、予測式は既に改善されていると主張するが、予測過程の出発点で用いられている式において左辺と右辺の次数が一致しないなどの根本的な誤りがある。

③破壊靭性値（金属材料の破壊に対する抵抗力）は、温度によって変化するが、脆性遷移温度の変化で曲線そのものが変化する（右図下）。

④右図下に示すように、被告は脆性遷移温度の上昇分だけ破壊靭性曲線を右にシフトさせるという考え方に基づいて、破壊靭性曲線も約22度右側にシフトし、さらに観測された低い破壊靭性値を下限包絡するように下方向にシフト（これは、右方向へのシフトでもある。）し、結果として約40℃右側にシフトしているが、脆性遷移温度の上昇分だけ破壊靭性曲線を右にシフトさせるという考え方はまちがっている。つまり、破壊靭性値と脆性遷移温度の関係は金属の種類によって異なっており、鍛造の場合は、破壊靭性値の変化量は脆性遷移温度の変化量の1.5倍という関係にあり、シフト量は1.5倍とするべきである。そのようにした場合、高浜1号機では、破壊靭性曲線は、亀裂を進行させる力を表すＰＴＳ状態遷移曲線と交差してしまうか、すれすれまで接近してしまうことになるだろう。このような危険な状態にある原発を稼働させることは絶対に許されないと言わなければならない。

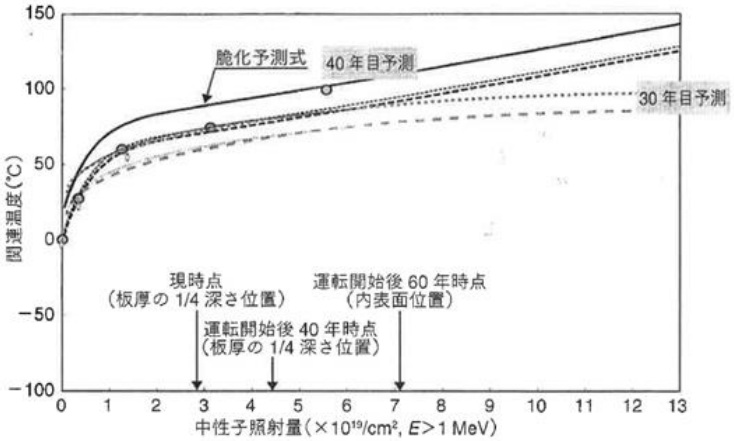

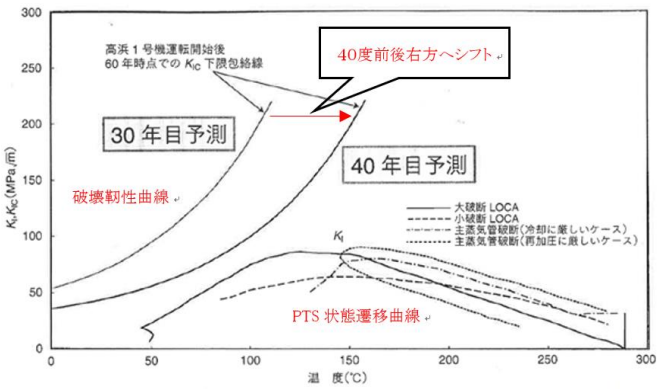

２．バッフルフォーマボルトの照射腐食問題

①準備書面 19 において原告らは 2 つのことを指摘した。

1)規制委員会の指摘がなければガイドラインに違反して目視点検で済まそうとした被告の安全意識の低さ。

2)そのようなガイドライン違反（超音波探傷検査の未実施）のまま延長運転を行うことは、原子炉規制法 43 条の 3 の 32 第 4 項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 113 条違反であるということである。

②被告は、「予定している目視点検は一式取替えを計画した上での保全措置」「ガイドライン上必要とされる超音波探傷検査を目視点検によって代替しようとしたものではない」と反論している。

③経過をみると、被告は、平成 27 年 9 月 29 日付「高浜発電所 1､2 号炉　劣化状況評価」（甲Ｂ16）の時点においては、「目視確認」の実施のみを考えていたが、審査会合の席上において規制委員会から指摘を受け、その後の同年 12 月 10 日付「高浜発電所 1、2 号炉審査会合における指摘事項の回答」（甲Ｂ17）において「超音波探傷検査の実施」に言及したものである。

④いつ、いかなる構造物を「一式取替え」するのか具体的に明らかにされたい。この回答如何によって被告の主張の信憑性は自ずと明らかになる。

３．難燃性ケーブル未使用問題

①被告の反論

非難燃ケーブルとケーブルトレイを防火シート（不燃材）で覆い、その防火シートを結束ベルトで固定すること等により複合体を形成するという処置が火災防火基準の但書を満たすので問題ない。

・②火災防護基準の但書（不燃性材料又は難燃性材料を使用しなくてよい場合）

1)当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（代替材料）である場合

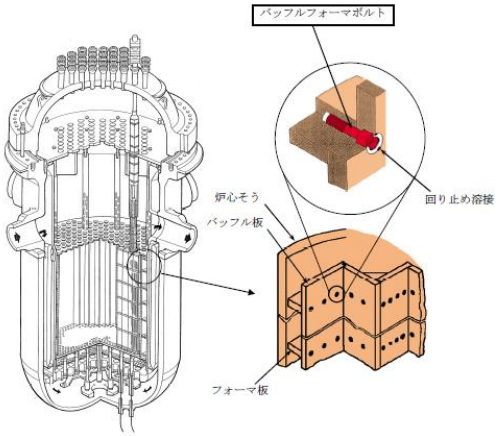

図 1.2.1-1　バッフルフォーマボルト

2)当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の安全機能を有する構築物、系統及び機器において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合

③被告の反論に対する反論

【上記①に対して】

・高浜 1、2 号機のケーブルの材料は「非難燃性」である

【上記②に対して】

・被告は、ケーブルに代替材料を使用することが技術上困難であるとの主張立証をしていない。

・1 本から火災が発生した場合に、それが隣のケーブルに延焼することを防止する措置が何ら講じられていない。

4. 準備書面(47):弁護団で分担～原発の安全基準はどうあるべきか～

原子力市民委員会が規制員会の「新規制基準の考え方」を批判した「原発の安全基準はどうあるべきか」（特別レポート５、2017 年 12 月発行）に基づく総括的な主張です。

目次

（はじめに） 4
序章　原子力プラントの社会的不整合 4
1　損害の巨大さと原子力事業者の優遇 4
2　原発事故時の対策の不存在 5
3　住民に対する被ばくの強要 5
4　小括 5
第１章　再稼働を推進する新規制基準適合性審査 5
第１　「1.1　設計基準地震動，津波の過小評価」について 5
第２　「1.2　火山灰の影響評価について」について 連番 72 6
第３　「1.3　非常用取水設備の耐震クラスＣの誤り」について 7
第４　「1.4　不確実さに満ちた過酷事故対策」について 連番 8，9，82 8
第２章　新規制基準の不徹底 9
第１　「2.1　特定重大事故等対処施設の設置期限延長」について 連番／総論第４の６(7) 9
第２　「2.2　原発の「テロ」・武力攻撃対策の現状」について 連番 21，87 10
第３　「2.3　免震重要棟の必要性」について 連番 89，90，103，110 11
第４　「2.4　40 年運転規制と老朽化」について 11
第５　「2.5　古い原発はなぜ危険か」について 連番 78，79 13
第６　「2.6　難燃性ケーブルへの変更」について 連番 73 14
第３章　新規制基準自体の欠落または不足な項目について 14
第１　「3.1　新規制基準自体に欠落している項目」について 14
第２　「3.2　立地審査指針と住民被ばく問題」について 連番 2 15
第３　「3.3　繰り返し地震を想定した耐震基準に」について 17
第４　「3.4 労働安全衛生規則に反する水蒸気爆発防止策・水素爆発防止規定」について 18
第４章　緊急時原子力防災 連番 18，91，105，111 18
第５章　規制組織の振る舞い 19
第１　原子力規制委員会の判断基準，行政機関としての振る舞い 連番／総論第４の１(5) 19
第２　「5.2 検査制度の見直し」について 20
第３　「5.3 不明瞭な安全目標と鹿児島地裁の事実誤認」について 20
第６章　原発に関わるリスク評価の虚妄について 20
第１　「6.1　安全を追求する権利」について 20
第２　「6.2　原発事故のリスクと確率論的リスク評価の手法」について 21
第３　「6.3　原発の安全性が担保されていない理由」について 22
第４　「6.4　原発は他の技術と何が違うのか」について 連番／総論第４の１(6)(7) 24

支える会役員会について

報告集会終了後、役員会を行い、前回に引き続き右のような議題について協議しました。このうち、現地視察について提案した、木質バイオマス施設の見学や廃炉をテーマにしたふげん、もんじゅの視察についてはイマイチということで、韓国の脱原発の運動との連帯と視察について検討することになりました。他にご意見やご要望があればお寄せください。

また、名古屋高裁金沢支部の不当判決は、法廷外の取り組みの強化の必要性を改めて実感させるものであり、前回確認した学習会を開催していく取り組みを強化することを確認しました。

7月12日役員会での議題

1．今年度の現地視察計画について
2．支える会の財政見通しと今後の執行方法について
3．学習会などについて

「原発裁判」「原発問題」に関する学習会開催のお願い

名古屋高裁金沢支部の判決など住民の訴えを退ける判決、決定が続きましたが、世論に訴える取り組みを強化していくことがますます重要になっています。「支える会」では、大津地裁を中心とした原発裁判に関すること、裁判を通じて明らかになっている原発の問題に関することなどについて、県内を中心によりひろく理解を深めていただくため、以下のとおり原発裁判の講師派遣活動を行うことを決めています。会場の設定だけをしていただければ講師料などは不要ですので積極的に申し込んでください。

1．対象　滋賀県内の個人、団体が企画する学習会（規模は問いません）
2．会場を設定していただければ、無料で講師を派遣します。
3．講師は「支える会」役員、場合によっては弁護士
4．学習内容は、原発裁判を闘う意義、経過、争点、裁判を通じて明らかになってきた原発の問題点、最近の判決や決定の特徴など
5．申し込みは　吉原稔法律事務所まで
　吉原稔法律事務所　Tel　077-510-5262　FAX 077-510-5263
　E-mail　nql30048@nifty.com

支える会の状況

現時点の会員数は603名です。今年度の年会費（2000円）は約300名の方に納入いただいています。会員の拡大や会費納入にご協力ください。

大飯３、４号機　運転差し止め仮処分第３回審尋

大阪地裁　７月９日

名古屋高裁・金沢支部　内藤正之裁判長による１審棄却の２審判決から５日目の７月９日、大飯３、４号機運転差し止め仮処分の第３回審尋が大阪地裁であり、森純子裁判長の求めに応じた「説明会」において、住民側から島崎邦彦氏が出廷して発言。

「基準地震動は過小評価の可能性がある」という趣旨の〝説明〟をくり返しました。

審尋後の記者会見。

冒頭で申立人・児玉正人氏は「４日の内藤裁判長の判決は、司法の自殺行為。(従って)きょうの島崎氏の発言が、結審後の森裁判長の決定にどう生かされるかは分かりません」と強い口調で語りました。

「関電側の説明に新しい主張はなし」鹿島弁護士。

甫守弁護士は、島崎氏の発言として「氏の論旨を部分的にとらえ、中傷めいた発言も一部にありますが、氏の主張は一貫しています」と強調。

記者会見に島崎氏本人の姿はなし。

１、　裁判は市民と共に進む。

２、　メディアは伝言を記事にしない。

事情はどうあれ「画龍点睛を欠く」の思い。

次回、第４回審尋は１０月１６日（火）１時３０分から

（報告　西村 修）

今後の大津地裁での裁判の日程

2018 年

9 月 20 日(木)13:30～進行協議、14:30～第 20 回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会

12 月 25 日(火)13:30～進行協議、14:30～第 21 回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会

2019 年

3 月 7 日(木)13:30～進行協議、14:30～第 22 回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会

6 月 4 日(火)13:30～進行協議、14:30～第 23 回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会
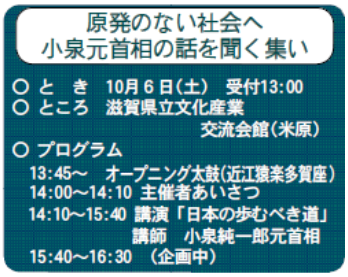
※実行委員会主催